

横浜市教育委員会 定例会会議録

- 1 日 時 平成29年7月7日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成 29 年 7 月 7 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の対処について
子どもアドベンチャー2017 について
図書館で夏休み！について
- 3 請願等審査
受理番号 48 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件
教委第 27 号議案 学校規模適正化等について
教委第 28 号議案 学校規模適正化等について
教委第 29 号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について
教委第 30 号議案 横浜市学校保健審議会委員の任命について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。6月9日の会議録の署名者は大場委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、6月23日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○7/4～7/6 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、7月4日から6日、昨日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、山岸総務課長が同行いたしました。

視察先・内容でございますが、兵庫県明石市こども健康センターを訪問し、こども健康センターの取組について説明を受けました。

次に、大阪府豊中市役所を訪問し、待機児童解消に向けた取組について説明を受けました。

また、大阪市立友淵小学校を訪問しました。この学校は大規模化に伴い分校方式による学校運営を行っている学校で、その説明を受けております。

続いて、京都市立京都御池中学校を訪問し、公共施設と市立学校の複合化について及び京都御池中学校の小中一貫教育の運営について説明を受けました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○6/29 平成29年度 第1回横浜市児童・生徒指導中央協議会

(2) 報告事項

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について

○子どもアドベンチャー2017について

○図書館で夏休み！について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、6月29日には、平成29年度第1回横浜市児童・生徒指導中央協議会が南公会堂で行われました。

「いじめの起きにくい学校風土づくり～子どもが安心して通える学校とは～」をテーマに掲げ、神奈川県警察本部少年相談・保護センター樋渡弥子横浜第一・第二方面課長補佐から、「学校と警察連携の実際」について情報提供をしていた

いただきました。

また、横浜市立鶴見小学校児童支援専任教諭村田真紀先生から、「安心して通うことができる学校づくり～地域と共に歩む～」というテーマで実践提案をしていただきました。

続いて、大正大学・星槎大学講師近藤昭一先生から「子どもの成長上の課題から見たいじめ問題～社会協働の取組に向けて～」というテーマで御講演いただきました。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点御報告させていただきます。

まず、1点目ですが、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について」。次に、2点目ですが、「子どもアドベンチャー2017」について。最後に、3点目ですが、7月19日から実施いたします横浜市立図書館のイベント「図書館で夏休み！」について、御報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございますでしょうか。

特に御質問がなければ、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について」、所管課から御報告いたします。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

人権教育児童生徒課の半澤でございます。よろしくお願いたします。

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の対処について、調査主体を決定し調査を開始しますので、御報告します。

まず、調査主体の決定について、前回6月23日の教育委員会会議で調査の開始に向けて保護者への説明や資料収集を進めている案件があり、調査主体が決まり次第御報告すると申し上げましたが、教育長委任事務として2件について調査主体を決定しました。

これらについては学校主体で行う調査により、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に十分な結果を得られると判断して、学校いじめ防止対策委員会に専門的知識を有する第三者及び教育委員会事務局職員を加えた学校主体の組織で調査を行います。

次に、いじめ重大事態対処のための調査件数ですが、調査を開始する2件はいずれも中学校の案件です。重大事態の件数としては、現在調査中の7件と、既に調査が終了している1件がありますので、全部で10件となります。

説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いたします。

長島委員

一つお伺いしてよろしいでしょうか。もし可能であればお答えいただきたいのですが、新たに調査が始まる2件について、いじめ防止対策推進法第28条第1項のどれに該当するかというのはお答えいただけるのでしょうか。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

御説明いたします。今回の2件の中で、いじめ防止対策推進法第28条第1項及び2項両方に該当する件が1件ございます。それから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に該当する件が1件ということになります。この2件のうち、附帯決議、つまり申立てのあったものが1件ございます。以上です。

長島委員

ありがとうございます。

岡田教育長	ほかに何か御意見・御質問がございましたらお願いします。
宮内委員	これらの調査をするに当たっての時間軸、原則を決めるべきだろうと思います。いかなる調査も個別具体的に難易度が違うと思いますが、例えば3か月、6か月なりの原則を決めることによって、その成果物をフィードバックしやすくする、施策に落とし込みやすくするといった効率的な実務につなげるべく、時間管理が重要と考えます。
岡田教育長	ほかにいかがでしょうか。 今調査中のものもかなり時間を経過しておりまして、こういうものに対して少し時間を区切ったの依頼の仕方、あるいは区切ったところで長引くようであれば再度長引く理由を確認して実証していくべきではないかということだと思いません。事務局としてはいかがでしょうか。
半澤担当部長 (人権教育・ 児童生徒課 長)	今の御意見を踏まえまして、我々も検討していきたいと思えます。
岡田教育長	専門委員の先生方とも相談しながら、どういう形がいいかを検討していきたいと思えます。 ほかにいかがでしょうか。
宮内委員	成長過程にある子供たちを柔軟に指導していく狙いがあります。子供の成長というのは非常に早い。しかるに、調査をしている人たちは調査の精度に懸念があり、どうしても時間を要する、また要したいとなるのが一般論ではないかと推測します。ですから、その時間管理を調整するのが事務局の仕事ではないかと考えております。
半澤担当部長 (人権教育・ 児童生徒課 長)	承知いたしました。
岡田教育長	調査をする一方で、それぞれの子供たちへの対応というのは並行してきちんとやっていますよね。
半澤担当部長 (人権教育・ 児童生徒課 長)	最も大切なところは子供への支援ということだと思いますので、調査とは別にその点についてはチームを組んで丁寧にやっております。
中村委員	宮内委員が言われるように、被害に遭われた、遭っているお子さんのことや保護者のことを考えると迅速にということ、目標を決めて進めるということは大事なことだと思います。ですから、本当に3か月になるのか、6か月になるのかは分かりませんが、ただ一つ心配なのは、数値目標を決めるとそれに合わせてやらなければいけないというような人間の「さが」がありますので、是非数値に合

わせるのではなく、今お話に出たように、丁寧に行っていただきたいというのが1点です。

それからもう一つは、例えば期限を切った場合には、そこでの中間報告的なものというのは出すようにされるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

半澤担当部長
(人権教育・
児童生徒課
長)

事案としまして今どんな状況かということについての確認はやっていくこととなりますが、中間報告としてどんな形がいいのかということについても検討させていただきたいと思っております。

岡田教育長

そもそもどういう形で報告されるかというのを訴えてきた保護者や子供と十分に確認しながらやらなければいけないと思いますので、そこは中村委員が言っているように、数字の目標にとらわれるのではなくて、この法律の趣旨をしっかりと踏まえて、丁寧に尊重しながらやらないといけないと思います。それを踏まえて今の宮内委員の提案も検討してほしいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

松本人権教
育・児童生徒
課担当係長

失礼します。訂正を1件入れさせていただきたいと思います。先ほど長島委員の御質問に対して、いじめ防止対策推進法第28条第1項と第2項の両方に該当するものが1件と申し上げましたが、「1号と2号の両方に該当するものが1件」に訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

いじめ防止対策推進法第28条第1項の1号と2号ということですね。

よろしいでしょうか。では、御意見を踏まえて検討していきます。

それでは、次に子どもアドベンチャー2017について、所管課から報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋です。よろしく願いいたします。

それでは、子どもアドベンチャー2017についてですが、夏季休業中の2日間、小中学生を対象に働く体験や社会体験を通じた人との交流の場と機会の提供、それから親子の触れ合いのきっかけづくりを目的として、公的機関や民間企業等の協力を得て、本年度も子どもアドベンチャー2017を実施いたします。

その内容につきまして、所管の課長から御説明申し上げます。

重松生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の重松です。よろしく願いいたします。

日時は、平成29年8月17日と18日の2日間で、例年夏休みに親子で参加しやすいような時期を選んで実施しております。平成16年度から実施しておりまして、今回で14回目になっております。

次に、対象は市内在住の小中学生ということで、4番のプログラム数は79、参加団体数が108、そのうち民間企業等が55ということで、平成25年ぐらいは大体参加者が8,000人ぐらいだったのですけれども、昨年度は1万5000人ぐらいということで、だんだん増えております。今年はほぼ横ばいぐらいかと思っておりますが、かなり取り組んで大きくなってきております。

5番の昨年様子は見えづらくて恐縮なのですが、「お年寄りとのふれあい『ふくしのお仕事』わくわく体験」、「けんせつ工事のミッションにチャレンジ!」、「知ってる? ナースのキホン」、「堅穴住居跡を掘ってみよう!」と、子供に働くことや体験など興味を持ってやっていただけるようなプログラム

をやっております。

プログラムを別紙のほうで用意させていただいておりますが、かなり各企業も含めまして充実したプログラムになっており、全国的にも民間と行政と合わせてこういったものはなかなかないだろうという規模になってきております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終わりましたが、御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

長島委員

毎年、楽しみにしております。子どもアドベンチャー2017を御説明いただきありがとうございます。今年度表紙に地図が一目瞭然でできたことを大変評価したいと思います。また、中につきましても、以前までは一つずつ四角枠で表示されていたかと思うのですが、整理されて、字は小さいのですけれども、どこに何があって行ってみようというのに検索しやすい紙面になったのではないかと感じています。

また、多くの企業からも協賛をいただいてこのようにパンフレットを作ることができているのだと思うのですが、何よりこの時期になると関内あたりにいますと、これを持った親子がたくさん歩いて、「次はどこに行こうか」という姿があり、ここに参加できる子供たちは幸せだと心から思っています。本当に多くの子供たちが参加できて、そして何よりこれを企画しているさまざまな大人がものすごく目をきらきらさせて子供たちに対応していただいているので、そういう大人の姿を見て、「自分もこういうふうになりたいな」と思ってくれる一助になったらいいなと思っています。この資料作成御苦労さまでしたと心から思いますので、多くの参加を楽しみにしております。

岡田教育長

どうぞ。

宮内委員

横浜ならではの企画であり、施策だと思います。お願いしたいことは、各プロジェクトについて責任者を明確にさせていただきたいことです。例えば、父兄のボランティアだから安心できるかということ、中には羊の顔をしたおおかみがあります。ただ、教師を責任者とすると、また教師の多忙化を更に加速することになるのではないかと思います。「問合せ」ということで行政の窓口が明確化してあります。この窓口も大事ですが、とにかくAさんとBさんなのか、または父兄の代表のCさんなのかということ具体的、それぞれのプログラムで明確にさせていただきたいというのがお願いであります。

岡田教育長

ありがとうございます。去年長島委員からチラシが見にくいというお叱りを受けて。

長島委員

お叱りまではいかないです。

岡田教育長

御提案をいただいて、できるだけの改善をしてきました。今、もう少し字が大きければということがありましたので、また次につなげていきます。

それから、責任者を決めてもらうとより安心して分かりやすいということでした。今チラシを見たら、行政施設の中には責任者の名前があったり、それから東京ガスでしたか、名前があったりしていて、それぞれ担当を明記してくださっているプロジェクトとそうではないものがある、そこは今回御提案を受けたので、また来年しっかり団体をお願いをして、できるように。それまでに決まらな

いところもあるとは思いますが、なるべく参加する子供たちが安心してできるように。

宮内委員 そんな大げさなことを申し上げているのではなくて、何かあったときに誰が指揮官かということを確認することだけです。危機管理の観点から申し上げているわけでありませう。

岡田教育長 分かりました。必ずしもここに明記という意味ではないということですか。

宮内委員 はい。

重松生涯学習文化財課長 危機管理の点につきましては、申し込み段階で明確に、こういったルールを守ってしっかりやるということで、責任者の名前で申し込んでいただくようにしています。また、説明会も開きまして、安全管理も含めて徹底していくように再度注意を喚起いたしておりますので、そういった意味では今いただいた意見を更に徹底していきたいと思っております。

間野委員 非常にすばらしい取組だと思います。大学も含めて、産官学民で横浜の子供を育てていこうと、市長部局も含めて、横浜全体でという、我々教育委員会が進めていく教育のコンセプトに非常に合致していると思います。

この広告も含めて、民間のお金もうまく使いながらやっているこのノウハウを、生涯学習文化財課だけではなくて、指導部とか、ほかの教育委員会もうまくここを参考にしながら取り組んでいくと、横浜らしいまた別の広がりがある、生涯学習に限定せずにやっていく、そんなノウハウをほかの部局にも是非お伝えいただければと思います。

以上です。

岡田教育長 どうぞ。

中村委員 今子供たちの人間関係力が非常に弱いということで、各学校でも地域の方ですか、いろいろな方に学校に来ていただいて、子供たちの世界を広げるとか、人間関係を広げるという取組をしているのですが、このようにまず学校、家庭、塾、お稽古という世界だけではなく、いろいろな世界をまず知ること、それからやはり体験型というのがとてもすばらしいと思います。ただ知識として知るだけではなく、自分が実際にやってみることで理解が深まるということで、とてもいい試みだと思います。

それで、1点質問なのですが、横浜は昔ながらのマイスター制度というので、取組もいろいろ行っていますよね。そういう方の参加というのはあるのでしょうか。

重松生涯学習文化財課長 マイスターはどちらかというとな職人さんというか、個人でやられているところが多く、今のところ直接、子どもアドベンチャーに参加しているかについては把握していないのですが、場合によっては講師として参加されていることもあるかと思ひます。

中村委員 お願いなのですが、できればマイスターはマイスター、これはこれということではなく、すばらしい職人の方がたくさんいらっしゃいますので、そういうとこ

ろとリンクして、今そういう日本人の技みたいなのがすごく見直されていますから、是非そこにも広げていただけたらと思います。以上です。

岡田教育長

どうぞ。

大場委員

一つは今マイスターの話が出て、私も前はマイスターの仕事に少し関わっていました。たしか秋にマイスターの連絡会か何かを開いてというか、マイスター全体で取り組むイベントをやっていますから、うまくそことタイアップできれば、個々のマイスターに負担をかけるとまたつらい部分があると思います。これは感想です。

一つ質問は、プログラムや参加団体も大体去年並前後なのですが、例えば御苦労いただいているのですけれども、せっかく去年手を挙げたのに残念ながら参加者が少なくて、今年は断念したというようなプログラムや団体というのはあるのですか。

重松生涯学習
文化財課長

はい。昨年やっていたけれども今年はやらなかったというのは、参加者が少ないということではなくて、会社や団体さんのいろいろな行事とこちらの2日間という日程の中でうまく都合がつかなくて、残念ながら今回は参加できないというのは幾つかございます。

大場委員

参加者の面で、例えばせっかく企画をしたのだけれども、みえる方、あるいは事前申し込みをする方が少なくて、今回は見送ろうというケースはないのですか。

重松生涯学習
文化財課長

今のところそれは、大体参加者は相当多い状況なので、参加したくてもできないというところが現状です。少ないからやめたということは、直接は伺っておりません。会社も夏休みなどになるということもございますので、そういった理由が多いようです。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、だんだん充実してまいりましたので、今年もしっかり取り組みたいと思います。

次に、「図書館で夏休み！」について、所管課から報告いたします。

沖間中央図書館
企画運営課長

中央図書館企画運営課長の沖間でございます。

本日は「図書館で夏休み！」というキャンペーンについて説明させていただきます。

市立図書館では、夏休み期間中、毎年行っておりますが、読書や、あとお子さんやさまざまな市民の方々に図書館へ来ていただくために、全18館で「図書館で夏休み！」というキャンペーンを行っております。図書館でさまざまなイベント等を実施して、是非図書館に来ていただきたいということで実施しているものでございます。

今回、お手元に青いチラシを配らせていただいておりますが、このチラシを全市立図書館、地区センター等の市民利用施設、各学校にも配布させていただいております。注目していただく、あるいは関心のあるイベントに是非参加していただきたいということで、お願いしております。

今日はそのうちの幾つかの取組について説明させていただきます。

まず、中央図書館で実施いたします「中国影絵がやってくる！」です。こちらは世界無形文化遺産の中国影絵の伝承者の方に公演を行っていただき、その後この影絵についてのミニ講座や交流会を実施するというものでございまして、日時は7月17日の海の日に、中央図書館で実施いたします。こちらは既に申し込みいただいて定員に達してしましまして、今後追加のお申し込みは今いただけない状況なのですが、大変好評をいただいているものでございます。

続きまして、「図書館できもだめし」です。こちらは図書館閉館後に各館でいろいろ工夫をしております、必ずしも図書館だけでなく、近隣の公園ですとか、そういったところで「こわいおはなし会」、中央図書館では、おはなし会の後にきもだめしを実施するといったような取組を行っております。今回、中央図書館のほか3館で実施いたしております。

3つ目は、温暖化対策統括本部の御協力をいただきまして、地球温暖化について楽しく学んでいこうという「楽しく科学遊び」ということとでございます。各館でそれぞれ取組が違いますが、オルゴールを作ったり、海藻を使ったカード、あるいは太陽電池で動くバッタづくりということで、ボランティアの方の協力をいただいております。

また、なかなかふだん図書館に来ることができないような中高生の皆さんにも図書館の仕事を知っていただくということで、図書館での職業体験のようなことをやっていただく「ティーンズボランティア」を実施いたします。カウンターの出借・返却や図書館にある書架の整理、あるいはふだん入ることのできないバックヤード、そういったところを体験していただいたり、子供たちに絵本の読み聞かせをしていただくというようなボランティア体験をしていただく活動も各館で実施しております。

そのほか、チラシのほうには書いておりますが、調べ学習で図書館を利用していただく方もいらっしゃいますから、調べ学習の楽しさについて体験していただく活動、あるいはチラシ表面には掲載がないのですけれども、各館の取組の中で少し特徴的な変わった取組としては、都筑図書館でボランティアの方に本物のダチョウの卵を持ってきていただいて、それに触ったり、ダチョウの卵は子供ぐらいですと乗れるそうなので、実際に乗ってみたり、そういったようなイベントも実施します。この夏休みの機会に是非図書館を利用していただきたいということで、さまざまなイベントを実施いたしますので、是非皆様のお越しをお待ちしているところでございます。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

間野委員

2点です。一つ目は学校司書との連携というのはどのようになっていますか。

沖間中央図書館企画運営課長

学校司書に対しましては全校に配置されたということがございますので、学校司書の研修を行う中で、年に1回は図書館に学校司書に集まっていただいて、その場で研修等を実施しております。あるいはふだんの取組といたしましては、学校での図書選定に対するアドバイス、それから学校で使う図書について、学校図書館だけでは不足している部分については、図書館から一定の図書を貸し出すといったような取組を行って、学校司書の方の活動を支援しているところでございます。

間野委員	<p>ありがとうございます。加えて、この「図書館で夏休み！」というプログラムの普及に関して、プロモーションに関して、学校司書と何か連携はあるのですか。学校司書を通じてこういうものを広めてもらえると。</p>
<p>沖間中央図書館企画運営課長</p>	<p>先ほど申しあげました、チラシを学校には配布しておりますが、学校司書の方への直接の働きかけというのは、今回はしておりません。</p>
間野委員	<p>もし何かメーリングリストのネットワークがあるのであれば、そういうのをお使いになると、もっと子供たちに伝わるのではないかと思います。</p> <p>もう一点、少し厳しい質問かもしれませんが、山内図書館は今指定管理者ですか。プログラムを見て、民間らしい新しい発想の取組があまり感じられず、それがなぜなのかという、もっと思い切って大胆にやってもいいのか、何となく横並び志向があるのか。</p>
<p>沖間中央図書館企画運営課長</p>	<p>山内図書館につきましては、この夏休み期間に限らず、ほかの図書館にはない取組を年間を通してやっておりますが、夏休みにつきましては、今御指摘の意見を踏まえまして、山内のほうとも協議しながら、次年度以降、検討していきたいと思えます。</p>
間野委員	<p>遠慮していることがなければいいのですが、むしろ際立ったのは今都筑のダチョウの卵の話がありましたので、来年は山内からもそんな提案が出てきたらいいなと思えます。以上です。</p>
岡田教育長	<p>では、長島委員、どうぞ。</p>
長島委員	<p>数点あります。「図書館できもだめし」の場合は、夜の参加なのですが、保護者も一緒なのかということが1点です。</p> <p>それから、「ティーンズボランティア」はこれから募集ですか。もう募集されましたか。これからですね。今、間野委員がおっしゃったように、どれだけ宣伝されているかで、募集に興味・関心を持つ子供たちであつという間に埋まるとうれいなと思えますので、その辺をお伺いしたかったのが1点です。</p> <p>それから、「調べ学習の楽しさを」とおっしゃっていましたが、本当に図鑑を開いたり、辞典を開いたりして、自分の力で到達していくという、これがだめだったらあっちに行こうという、見て、触って、感じて、興味・関心を膨らませるような取組を是非してほしいと思えますので、お願いが1点です。</p>
<p>沖間中央図書館企画運営課長</p>	<p>最初の「図書館できもだめし」は夜ということで、保護者同伴で行います。やはり怖いお話をして泣き出してしまうお子さんもいらっしゃるということなので、その辺は保護者同伴でお願いしております。</p> <p>それから、「ティーンズボランティア」につきましては、通常の職業体験ということで学校からお申し込みいただくケースもあるのですが、夏休みのボランティア活動というのが学校の課題になったりするというので、募集いただいてもなかなか臨時的にすぐお受けするということができなかったりするところがありまして、こういったところで講座を設けると、やはりかなりの申し込みをいただいております。だいたい実施する館が増えてまいりましたので、今後更に今の御指摘を受けて、広報等に努めていきたいと思っております。</p>

長島委員	よろしくをお願いします。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。宮内委員。
宮内委員	<p>この子どもアドベンチャー企画のように、1万5000人なり、3万5000人なりという目標を作って、横浜のお祭りのように企画していったらおもしろいと思います。それにはまず広報活動が非常に大事です。その広報のやり方とコンテンツに関連してくるのですが、一つの企画で10人、20人単位ですが、ところが一つひとつを企画するというのは大変な手間がかかります。</p> <p>それぞれの企画をいろいろな図書館に巡回して、その地域での催し物回数を増やすということです。例えば、各図書館でやっている企画で、ほかでもそんなに手間をかけないでできる企画というのはいくらあると思います。この「こわいおはなし会」も一つの例だと思います。せっかくここまでやるのですから、各地で有効利用する。例えば、ツイッターのようなツールを使って、広く知らせることが効果的だと思います。</p> <p>こういった図書館の企画というのがまじめな勉強のできる子だけを対象にしたエリート教育であってはおもしろくありません。図書館に縁のなかった子が急に図書館に行くと本があっておもしろいと思うようになる。またサイエンスについて興味が急に湧くようになるというようなきっかけを提供するのが目的です。ですから、これだけのコンテンツがあるので、それを意図的に有効利用する、これこそ市としてのトータルマネジメントだと思います。</p> <p>是非、子どもアドベンチャーのような形を目指して、お祭りのようなプロジェクトに変えていきたいと思いますという提案であります。</p>
沖間中央図書館企画運営課長	<p>巡回展示等のようなものにつきましては、ほかの局例えば温暖化対策本部などの協力をいただいて実施している企画もありますが、そういったものを少しずつ増やしていけるような方策は考えていきたいと思っております。今回は角川書店さんの御協力をいただいて、漫画のようなものなのですが、『文豪ストレイドッグス』というものがあつて、そういったものの巡回展示なども今回のイベントの中で行っております。</p> <p>お祭りのなものにつきましては、これではないのですが、11月が横浜市民読書月間ということになっておりますので、そこで毎年フォーラムを生涯学習文化財課と一緒にやっております。そちらも含めてどのように盛り上げるイベントをやっていたらいいかということについては、考えていきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても、広報等については、この「図書館で夏休み！」もツイッター等で発信しておりますので、いろいろと工夫をしていきたいと思っておりますので、また検討してまいりたいと思っております。</p>
宮内委員	<p>関連質問です。この「こわいおはなし会」にしよ、1回しかやらないというのはもったいないと思いませんか。定員の制限をするのではなく、開催回数と場所を工夫したほうがいいのかという意味で申し上げているのです。</p>
沖間中央図書館企画運営課長	<p>図書館のイベントにつきましては、通常図書館がほぼ毎日開館している中で時間を取ってやっているということと、各図書館で行える場所のキャパというのがあつて、どうしても物理的に人数をなかなかそう大きくは増やせないというところがございまして、今宮内委員のおっしゃったことにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。</p>

岡田教育長	中村委員。
中村委員	<p>宮内委員が言われたことと重なるのですが、今すごく大人も子供も活字離れということが言われていますので、本をたくさん読んでほしいという思いとまた同時に、図書館の機能というのが本を読むとか調べるといふこと以外に、やはりいろいろな子供も大人も含めて知的な興味・関心を高める、そういう好奇心を高めるようなセンター的な役割であってほしいとすごく思います。</p> <p>それから、夏休みのイベントとは離れてしまうのですが、今各学校で図書ボランティアとか、名前はいろいろなのですけれども、朝の15分、20分のために大勢の保護者ですとか、地域の方がたくさん読み聞かせをしてくださったり、あるいは図書室の環境整備であったり、本の手入れだったりということをしてくださっていますよね。そういう実態をどこまで把握されているのかということと、それから先ほど図書館司書との連携というお話がありましたが、そういうボランティアの方との連携というのはどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。</p>
沖間中央図書館企画運営課長	<p>学校でのボランティアの方々についての支援ということは、各図書館で実際にもう既に行っておりますので、例えば読み聞かせのボランティアの方に対する講座ですとか、あるいは図書修理のボランティアの方に対する講座、そういったものは各図書館で毎年定期的に行っております。</p> <p>また、ボランティアの方に図書館に集まっていただいて、交流会なども各図書館で行っていて、どのような悩みがあるのかとか、それについて図書館としてどのような支援ができるかといった交流は進めております。</p> <p>学校司書だけでなく、学校図書館司書教諭の先生方に図書館で研究会を行っていただいて、それに対して図書館としてのこういうような仕組みがありますよと、例えば教職員の方にも1か月に40冊貸出ができますよとか、いろいろな情報提供、あるいは悩みに対しての支援等を行っているところですので、今後学校連携ということで、学校への支援については充実させていきたいと思っています。</p>
中村委員	<p>例えば、ここに提案されているようなさまざまな企画がありますよね。難しい面もあるかとは思いますが、そういうことへの協力依頼のようなことはないのでしょうか。</p>
沖間中央図書館企画運営課長	学校ですか。
中村委員	学校ではなくて、ボランティアの方とか。
沖間中央図書館企画運営課長	<p>直接学校のボランティアということではないのですが、当然いろいろなお話しなどにつきましては、各図書館でボランティアの方をお願いしております。そのボランティアの中で、学校でもボランティアをされている方というのはいらっしゃいます。</p> <p>いずれにしても、イベントにつきましてはさまざまなボランティアの方にはできない部分がありますので、各図書館ともそういったボランティアの方の数を増やしたり、ネットワークを広げたりといった活動はこれからも進めていくつもりでございます。</p>

岡田教育長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。</p> <p>6月16日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号48の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。</p>
直井指導部長	<p>指導部長の直井でございます。</p> <p>所管課から考え方について説明させていただきます。</p>
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>受理番号48の要望書につきまして、考え方を説明させていただきます。</p> <p>市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。</p> <p>また、教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
岡田教育長	<p>事務局からの説明が終わりました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。</p>
大場委員	<p>1点だけ。要望書の前段で、政令市川崎・相模原については一定の仕組みがあるという主張をされているのですが、分かる範囲でうちの方式と川崎・相模原の大きな差異は何なのでしょう。</p>
宮城指導企画課長	<p>川崎市さん、相模原市さんは、各学校からの調査を調査報告という形でA4、1枚程度の用紙が、本市で言いますと教科書取扱審議会に当たる部署に提出され、それを調査員の調査研究と学校から上がってきたものと合わせて、審議会が審議して、そして教育委員会にお諮りするという、その仕組みが違っております。</p> <p>ただ、学校から上がってくる内容につきましては簡易なものということで、実際にそれをまとめたものがどのようなものかということは、特に私どもは把握できておりません。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p>
宮内委員	<p>教科書というのは文部科学省の検定を経たものの中でどれがいいか、どれがこの地域に、またコミュニティによりふさわしいかということを決めるというのが私たちの任務なのですが、この要望書でも言われているように、学校現場の職員の意見、つまり肌感覚でどれが向いているのかということの吸い上げというのは一番大事だと思います。</p> <p>ということで、さっきおっしゃっていたような、現場を熟知している人に十分発言させて、またその人は独自のネットワークでヒアリングしていると想定できるわけですが、そこにつきましては事務局としても十分注意を払っていただきたいと思います。</p>

長島委員	<p>道徳の教科書採択があるということで、昨年度も決められた学校で道徳の授業であったり、研究授業が進められていると思うのですが、たまたま何校か拝見させていただいたこともあり、本当に現場の教員たちが道徳の授業に対して、特に中学校などの教科を受け持っている先生がやっていかななくてはいけないという悩みを情報共有したりしていく中で、指導主事の方々やいろいろな方々が情報を集めて研究されているのだなということを感じてきました。私は現場の意見をというところで、そういうことが反映されて、調査員がきちんと調査されたものが出てくるのだろうかということ信頼しているといえますか、感じているのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。</p>
宮城指導企画課長	<p>はい。今お話しいただいたように、各学校に道徳教育推進教師というのがいます。道徳教育を推進する中心の教員を集めての研修ももちろんですし、今おっしゃったような、各学校で授業研究会が行われ、それを多くの学校の教員に見てもらい、それでまたやっていくという、特に新しく考え、議論する道徳を具体的な授業場面を通して、今横浜市に広めているところでございます。</p>
長島委員	<p>「私、道徳苦手なんです」という教員もいる中で、たまたま私が伺ったときには、丁寧に指導教官が対応して、どのような対応をしていったらいいとか、授業の進め方というのを、本当に一生懸命研究授業をなさっていましたし、ディスカッションでいろいろな教員同士が小中合わせてされていて、本当に時間のない中積み上げていることを感じたので、今宮内委員がおっしゃったように、是非そういう意見がきちんと上がってくることを切に私たちは願っています。どうかよろしく願います。</p>
岡田教育長	<p>どうぞ。</p>
中村委員	<p>この要望書の中で、「学校教員の意見が反映されていないことを申し添えておきます」と書かれているということは、やはりその辺の仕組みが分かっていないというよりも、不十分ではないかというような意味ではないかと思えます。今お話にるる出ていましたが、本当に教科書を教えるのではなく、教科書で学ぶのですから、やはりそれを使う現場の声というのはとても大事なので、先ほどお話に出ていましたように、現場の先生方が審議委員の中に入っているということであれば、ここに書かれているようにいい特徴の記述だけではなく、本当に現場がどう考えているのかという、その辺の意見を是非吸い上げていただきたいと思えます。以上です。</p>
間野委員	<p>今のに関連して、要望書の最後に「各教科書の『良い特徴』の記述に限定されており」と書いているのですが、これは事実でしょうか。</p>
宮城指導企画課長	<p>調査員報告書、それから今までの答申では、内容としてはいい記述、特徴、「徴」が特に「長」の意味合いが多いです。ただ、中には例えば種類が少ないとか、あるいはこういうところは発展性に結びつけるのが難しいとか、マイナス面の記述もございます。</p>
岡田教育長	<p>それでは、要望書の回答につきましてお諮りしたいと思います。受理番号48の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考
え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第29号議案「横浜市いじめ
問題専門委員会臨時委員の任命について」及び教委第30号議案「横浜市学校保健
審議会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょ
うか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第29号議案及び教委第30号議案は、非公開といたします。

議事日程に従い、教委第27号議案「学校規模適正化等について」所管課から御
説明いたします。

上田施設部長

施設部長の上田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の2ページを御覧いただければと思います。提案理由
です。港北区にあります日吉台小学校ですが、通学区域内の住宅開発に伴う児童
の急増による教室不足が今後見込まれることから、横浜市学校規模適正化等検討
委員会に、昨年5月に諮問させていただき、今年6月28日付で答申が提出された
ところです。この答申に基づきまして、日吉台小学校第二方面校を新設したいの
で、ここに提案するものでございます。

それでは、詳細につきましては担当課長から説明させていただきます。

門林学校計画
課長

学校計画課長の門林です。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の3ページを御覧いただければと思います。

まず、経過を1番のところにとまっております。場所ですが、港北区の東急東
横線日吉駅と綱島駅の東側のちょうど中央に当たる部分になります。このあたり
は非常に児童が急増しているという状況で、平成28年5月10日に、横浜市の附属
機関であります横浜市学校規模適正化等検討委員会に日吉台小学校第二方面校開
校準備部会を設置していただき、平成28年11月から計4回にわたり議論を行いま
して、新設校に関わる諸課題について調査審議をしてまいりました。

今回、この部会の審議結果の報告を受けまして、平成29年6月28日に横浜市学
校規模適正化等検討委員会で議論し、答申がございました。

2が対応（案）となっております。四角囲みの中を御覧いただければと思い
ます。

新設校の通学区域ですが、港北区箕輪町一丁目30番地から33番地までなど、記
載の番地を新しい通学区域としたいと考えております。

(2)が新設校の学校名ですが、地域に設置した開校準備部会の議論等を経ま
して、箕輪町にできる学校ということで、箕輪小学校という名前になっておりま
す。

3が今後の進め方となります。横浜市立学校の設置・廃止を実施するに当たり
ましては、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため別途、「横
横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で御審議いた
だき、御承認いただきましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する

条例」の議案を上程する流れとなります。

参考のところにつきましては、附属機関の中で、この案件について審議された回と、下の部分は地域に設置されました開校準備部会での開催状況をまとめたものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、5ページは答申となっております。答申は記載の文書にありますように、地域に設置しました部会での意見書のとおり答申する内容となっております。

1枚おめくりいただきまして、7ページが地域で設置された部会でまとめた意見書となっております。

1枚おめくりいただきまして、9ページは少し見づらいのですが、こちらの地図の中央に黒く塗られている部分が新しく作る学校の予定地となっております。こちらの周囲に実線で囲まれている部分が新設校の通学区域となっております。

また、右側の色が塗られている部分、こちらのエリアにつきましては、特別調整通学区域（小学校）と書いておりますが、新設校と矢上小学校の2校を選択できるエリアとなります。

また、下のほうに特別調整通学区域（中学校）と色が塗られている部分がありますが、今回、こちらのエリアにつきましては、もともと新設校の北側の部分は日吉台中学校、色の塗られた部分は樽町中学校ということで、このままですと小中の通学区域が不一致を起こすエリアとなってしまいますので、地域の皆さんで御議論をいただいて、新設校については通学区域を日吉台中学校の通学区域とし、色の塗られた部分については引き続き樽町中学校も選べる特別調整通学区域とするということで、内容をおまとめいただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田教育長

説明が終わりました。御質問・御意見がありましたらお願いいたします。

大場委員

1点。最後に説明のあった特別調整通学区域が2か所あるわけですが、当然地域の皆さんでお話をされて合意形成を進めてこられたと思うのですが、通学路の安全という観点で、地域との連携ということで、そこも今回の話し合いの中でクリアにしていける見通しも立っているという理解でいいのでしょうか。

門林学校計画課長

今大場委員からお話がありましたが、今回色の塗られている特別調整通学区域も含めまして、PTAの校外委員の方や、町内会や自治会の会長さんなどにも実際に歩いていただきまして、新設校までどういった危険箇所があるかといったところを確認しています。その内容について、危険な箇所については要望書としてまとめて、先日港北区長などにも提出しております。今後、港北区役所、港北警察署などと連携して、危険箇所については整備等も進めていくということで、引き続き地域の方にも見守り等を行っていただきながら、子供たちが安心して通えるように、しっかり対応していきたいと思っております。

岡田教育長

今の大場委員の御心配は、多分小学校の特別調整通学区域だと思うのですが、この区域が両方の小学校に通うようになりますよね。両方の小学校に通うための見守り隊を地域で出してくださるということによろしいのでしょうか。

門林学校計画課長

通学区域は矢上小学校のエリアになって、新設校も選べるという特別調整通学区域（小学校）と書いてあるエリアになります。両校に子供たちが分かれて通う

ような形になりますので、こちらは保護者の皆さんやそれぞれの学校、新設校はこれからまた新しく設置していく中で検討しますが、矢上小学校についてはしっかりと見守りをしていただけるという確認が取れています。新設校については、今後開校までの間に、見守りの部分については、地域の方、あるいは保護者の方、我々も一緒になって検討していきたいと思えます。

間野委員

平成32年4月開校ということですので、オリンピック・パラリンピックの年ですよね。そういう記念すべき年にできるということと、地図を見ると上に慶應義塾大学のグラウンドが写っているのでしょうか。横浜市はイギリスのナショナルチームの事前キャンプ地にもなっていますので、何かうまく事前に慶應義塾大学などとも調整しながら盛り上げると、良い学校のスタートができるのではないかと思います。以上です。

岡田教育長

どうぞ。

中村委員

これからどんどん少子化が進んで、いろいろな地域の子供たちの数のアンバランスが進んでいくと思うのですが、先ほど教育次長から京都の視察にいらっしゃって、公共施設と市立学校の複合化について御覧になってきたというお話がございましたけれども、そういう面での新しい学校でのプランのようなものはあるのでしょうか。

門林学校計画課長

今回新設校を設置する場所に隣接して、住宅開発や商業施設などの複合開発が計画されており、我々はそのエリアの一部である民間の土地を買って新設するというのを考えております。ですから、近隣の新しい開発の新住民と協力する場面なども出てくると思えます。また、環境面に配慮したコンセプトも今後考えていきたいと思えます。

岡田教育長

ほかには。どうぞ。

宮内委員

学区という考え方についての意見ですが、公立学校ですので、運営の利便性、また安全管理の観点から学区管理をするという合理性は十分あると考えております。人口構成も流動的であり、何が起きるか分からないということで、この学区についてはできるだけ柔軟に変更できるようなルールづくりが必要だろうと思えます。A校とB校を選択できるという特別調整通学区域というのはそういうことですよね。その考え方を新設校だけではなく、ほかの地域にも柔軟に適用していったらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

門林学校計画課長

御意見ありがとうございます。横浜市では、通学区域制度を原則としておりまして、通学距離、あとは地形的なものなどを考慮して、地域から御要望などをいただいた場合に、このような形で既存の学校でも2校ないしは3校を選択できるような特別調整通学区域を複数の箇所で開催しております。地域の御事情とか、保護者の皆さんの御要望は、我々が学校にもヒアリングなどをさせていただきながら、毎年見直しなどもさせていただいておりますので、その部分はフレキシブルに対応していきたいと考えております。

宮内委員

是非柔軟な施策をお願いいたします。

岡田教育長	<p>ほかにはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、教委第27号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
岡田教育長	<p>それでは、原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に、教委第28号議案「学校規模適正化等について」所管課から説明いたします。</p>
直井指導部長	<p>指導部長の直井でございます。</p> <p>平成29年6月28日付の横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づきまして、義務教育学校の新設について提案させていただきます。</p> <p>所管課から説明させていただきます。</p>
横山小中一貫校推進・情報教育担当課長	<p>指導部の小中一貫校推進・情報教育担当課長の横山と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、資料を御覧ください。ページで3ページとなります。先ほどと同様の構成となっておりますが、まず経過から御説明申し上げます。</p> <p>横浜市では、第2期教育振興基本計画等に基づき、小中一貫校の設置拡充を進めておりまして、その一環として泉区緑園地区に候補地を定めまして、推進してまいりました。</p> <p>また、平成27年6月、学校教育法の改正が行われ、9年間一貫した教育を行う新たな校種としまして、義務教育学校が加わりました。このような状況を踏まえまして、設置の検討を進めていました緑園地区の小中一貫校を義務教育学校として設置するため、平成28年5月10日、横浜市学校規模適正化等検討委員会に、緑園地区義務教育学校開校準備部会を設置いたしまして、平成28年11月から計5回にわたり諸課題の調査審議をしていただきました。</p> <p>経過につきましては、下のほうに参考として日程等を書かせていただいておりますので、御覧いただければと思います。</p> <p>今回、部会の審議結果を受けまして、平成29年6月28日に検討委員会から答申がございましたので、それにつきまして御報告しております。</p> <p>2番、対応(案)でございます。委員会からの答申に基づきまして、次のとおり義務教育学校を設置してまいります。</p> <p>(1) 通学区域でございますが、現在の緑園西小学校と緑園東小学校の現行通学区域を合わせまして、この義務教育学校の通学区域としていくことを基本いたします。</p> <p>(2) 学校名称でございますが、本義務教育学校の名称は「横浜市立緑園義務教育学校」とし、規則名として「横浜市立義務教育学校 緑園学園」という名称を用いることとします。通常の学校名呼称としては、緑園学園という名称を使用していくこととなります。</p> <p>今後の進め方でございますが、横浜市立学校の設置・廃止を実施するに当たり、横浜市立学校条例の改正を必要としております。そのため別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で御審議いただき、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」の議案を上程するというを予定しております。</p> <p>おめくりいただきまして、5ページに学校規模適正化等検討委員会からの答申</p>

をお付けしております。内容としましては、5月10日付で諮問がありました標記の件について、義務教育学校の意見書として答申しますということで、さきほど御説明申し上げましたとおり、部会で審議をいただきました内容をそのまま意見書として採用させていただいているという形になっております。

1枚おめくりいただきますと、部会から提出されております意見書が付いておりますので、御覧いただければと思います。

おおむね、さきほど説明したような内容となっております、通学区域、学校名、通学安全の確保ということをお審議いただいております。

おめくりいただきまして、裏側を御覧ください。地図をお付けしております。この地図の薄い緑色になっているところが現在の緑園西小学校の通学区域となっております。併せて黄色になっているところが緑園東小学校の通学区域という形になります。この案では、この2つの通学区域を大きく赤い太い線で囲っておりますが、こちらを新たに設置する義務教育学校、小学校の課程と中学校の課程の両方を学習する場となりますけれども、その義務教育学校の通学区域として、緑園東小学校、それから学校予定地と書いてあります場所の土地を生かしまして、一つの義務教育学校を設置するという形になります。

学校名等につきましては、さきほど説明したとおりとなります。

一部補足になりますが、下のほうで1-(2)と書いてあります赤い斜線がついているところがございます。こちらは、新しい通学区域が設定された後も通学区域としましては岡津小学校並びに岡津中学校の通学区域ということになりますが、こちらも特別調整通学区域といたしまして、希望により緑園義務教育学校に通っていただけるエリアという形で設定されるということで予定しております。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長 説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

宮内委員 学区の考え方についてですが、小中一貫校という実験はこれがいいと思っているから推進しているわけでありまして。父兄にもこの考え方に賛同する人は多いと思います。その人たちにできるだけ門戸を広げ、学区については柔軟な対応をしていただきたいというのがお願いであります。

横山小中一貫校推進・情報教育担当課長 今回の答申の中では、現行2小学校の学校区を基本とするということになっております。今後、場合によっては周辺区域との調整の中で通学区域の変更というのはあり得るかと思いますが、そういった形で対応していくということで考えております。

宮内委員 通学地域の変更ということではなくて、その枠以外からの受け入れについても柔軟に対応するという施策の話を申し上げているのです。

横山小中一貫校推進・情報教育担当課長 横浜市の通学区域につきましては、お子さんが通う距離、地域・地象、道路等の公共施設、学校の規模の問題もございまして。そういったところを踏まえながら、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

間野委員 この提案には賛成いたします。今後のこととしまして、学校予定地を既に地域住民がいろいろと利用しているということもありますし、緑園西小学校が基本的には廃止になっていくのですが、希少な教育財産でもありますので、その辺の後

利用も含めて、全体的に義務教育学校だけではなくて、地域のことを考えたプランづくりということも併せてやっていただければと思います。以上です。

岡田教育長

ほかには。どうぞ。

大場委員

確認で、最後の8ページで補足説明があったのですが、1-(2)と1-(3)は地域の人たちの選択制なのですけれども、新しい学校予定地までの距離というのは最大どのくらい増えるのですか。要するに、今まで緑園西小学校を選んでいた人たちが今度の義務教育学校に移行することで、距離がどのくらい伸びるかということが気になりました。

横山小中一貫校推進・情報教育担当課長

正確な距離は今手元に資料がないので申し上げられないのですが、地図上見ていただきますと、1-(2)となっているところにつきましては、緑園西小学校までおむねまっすぐ上がって、直線距離としては1キロないぐらいの距離ということになります。新校になりますとそこから更に横のほうにという表現になりますが、向かっていただくようになりますので、距離は増えてくるという形になります。ただ、ルートが少し変わってまいりますので、そのままこの2校を經由した距離ということではないのですが、距離は伸びる形になります。一応目安として、2キロ以上の通学距離があるような場合には、いろいろ学区についても考えていくということはあるのですが、それほど長い距離にはなっていないのではないかと思っております。

岡田教育長

緑園西小学校と緑園東小学校の間の距離はどのくらいあるのですか。

横山小中一貫校推進・情報教育担当課長

手元に正確な数字はないのですが、おむね1キロはない距離と考えております。

直井指導部長

正確にはまたお知らせしたいと思います。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかに御意見がなければ、教委第28号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。そのほか、事務局から報告があればお願いいたします。

山岸総務課長

事務局から御報告申し上げます。
6月22日に1団体から、6月23日に2団体から、6月26日に1団体から、教科書採択に関する要望書が提出されました。6月23日に個人の方1名から、要望書等の取り扱いに関する要望書と教育委員会会議運営に関する要望書が提出されました。また6月28日に1団体から教育内容に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認

をよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会臨時会は、7月21日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。

以上でございます。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会臨時会は7月21日金曜日の午前10時から開会する予定です。別途、通知いたしますので、御確認をお願いします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方、記者の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第29号議案「横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第30号議案「横浜市学校保健審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時03分]